# あおぞらプランについて

社会福祉法人 宝安寺社会事業部 ほうあんふじみのさと 上田 理

# 神奈川県知的障害施設団体連合会

横浜知的障害 関連施設協議会 川崎市障害福祉 施設事業協会

相模原市知的障害福祉協会

神奈川県知的障害福祉協会

連合会の人権委員会として活動している

- ■1963年 神奈川県精神薄弱者愛護協会が発足
- ■1970年 障害者基本法
- ■1971年 知的障害者の権利宣言
- ■1975年 障害者の権利宣言
- ■1981年 国際障害者年

■利用者の生活の質の向上

■指導的・訓練的・支配的な職員の態度が 問題視

体罰(暴力)も報告される

1993年、人権検討委員会が設置される

# 人権検討委員会の構成メンバー

- ●県障作連の代表
- ●県育成会の代表

●教育関係者

●県障害福祉課長

●弁護士

●大学助教授

●報道関係者

●県社協の代表

●利用者代表5名

など

# 1993年12月、人権検討委員会より『あおぞらプラン』が報告され、1994年に承認される

### あおぞらプランの内容

- あおぞら宣言(知的障害者権利宣言)
- ●あおぞらまもろう宣言 (職員の権利擁護宣言)
- あおぞらマナー(職員倫理綱領)
- ●あおぞら計画(職員行動計画)
- ●あおぞらマン(オンブズマン制度)

### あおぞらパーティー(利用者交流&意見発表会)

- ■1994年、第1回あおぞらパーティーを開催 (参加利用者61名)。
- ■第3回〜第5回(1997年〜1999年)の意見発表で出た、67施設470名の利用者の意見をまとめて、新しい『あおぞら宣言』が完成した。

# あおぞら宣言(1999年版)

- ・第1条 障害者としてではなく一人の人間としてみてほしい
- ・第2条 地域で生活したい
- ・第3条 自分のことは自分で決めたい
- ・第4条 自分のお金は自分のために使いたい
- ・第5条 障害についてもっと知ってほしい
- ・第6条 遠慮なく相談したい

# あおぞらパーティからのアピール

# 暴力反対!

- 1暴力をする職員はクビ、許せない
- 2 ことばの暴力はたたくより始末が悪い
- 3 職員はシカトしないでちゃんと聞いてほしい
- 4 弱いものいじめは職員も利用者もやめよう
- 5 職員は感情を出さないでやってほしい
- 6 私たちをもっと大切にしてほしい

2000年1月28日 きんかりようしゃいちどう あおぞらパティー参加利用者一同 1999年版の『あおぞら宣言』を守っていくために 2000年に『あおぞらプランⅡ』が完成。その後、 制度の改正に伴い改訂される。

# 『あおぞらプランⅡ』の内容

- ●あおぞら宣言(知的障害施設利用者権利宣言)
- ●あおぞらまもろう宣言(知的障害者権利擁護宣言)
- ●あおぞら計画 (職員行動計画)

# あおぞらプランⅢに向けて

●2015年度に全会員施設の利用者を対象に 職員との関わり、日常生活、就労の項目に ついてのアンケートを実施した

●約400事業所、7,000人の利用者の声を集めて、新しい『あおぞら宣言』を作り、 2017年のあおぞらパーティーで採択された

# あおぞらプランⅢに向けて

かながわけんちてきしょうがいしせつだんたいれんごうかいりょうしゃあんけーと神奈川県知的障害施設団体連合会利用者アンケート

こと おし

# あなたの事を教えてください

しょくいん かか

※職員との関わりについて

いて 名前は書かなくてもいいです

1・職員は、あなたに対して丁寧な態度で接してくれますか?

まんぞく

だいたい満足

やや不満

ふまん **不満** 

なまえ

なまえ

名前









# あおぞらプランⅢに向けて

しょくいん きがる そうだん の 3. 職員は、気軽に相談に乗ってくれますか?

まんぞく 満足

だいたい満足

やや不満

ふまん









こづか じゆう つか

4・お小遣いは、自由に使えていますか?

まんぞく 満足

まんぞく だいたい満足

やや不満

ふまん **不満** 









# あおぞら宣言(2017年版)

第1条 障害者としてではなく一人の人間としてみ てほしい

障害を持っているからといって、差別せず、一人の 仲間として受け止めてほしい。平等に扱ってほしい。

#### 第2条 自分のことは自分で決めます

選択肢をもらえれば、自分で決められることもある。 決められない事は手助けしてほしい。できるのに手 伝ってもらうのは違うと思う。

# あおぞら宣言(2017年版)

#### 第3条 好きなところで暮らします

今いる家で家族と一緒に住みたい。アパートを借り て一人暮らしをしたい。外に出て仕事をしてみたい。

#### 第4条 自分のお金は自分のために使います

お金を自由に使えないので不満だ。練習して自分でお金が持てるようになりたい。好きなものを買いたい。

# あおぞら宣言(2017年版)

#### 第5条 生きがいを持ちます

夢を実現させたい。趣味ややりたいことを応援してほしい。楽しいことをもっと教えてほしい。趣味がないので一緒に考えてほしい。選択肢を増やしたい。

#### 第6条 共に生きる社会を作ります

神奈川県では、2016年10月に、ともに生きる社会かながわ憲章を定めました。私たちも神奈川県民として共に生きる社会を作ります。

#### 第1条 あおぞら宣言の尊重

私たち支援者は、あおぞら宣言を尊重し、利用者一人ひとりをかけがえのない存在として大切にし、共に生きることをめざします。

#### 第2条 個人の尊厳

私たち支援者は、利用者の障害の状態、行動、性格、年齢、性別等いかなる理由によっても差別せず、励ましと称賛を忘れず、一人ひとりが安心と誇りを持って暮らせるよう支援します。

私たち支援者は、常に利用者の声をよく聞き、悩んでいる時、あるいは利用者から支援を求められた時は、適切に解決するように努めます。

#### 第3条 サービス利用者・市民権

私たち支援者は、利用者の市民としての権利を守り、常に対等な立場で、地域社会の中で豊かな生活を送ることが出来るように努めます。成年後見制度の利用を推進します。参政権の行使を支援します。

#### 第4条 プライバシー保護

私たち支援者は、利用者の知る権利を大切にするとともに、利用者一人ひとりの情報とプライバシーを守り、秘密保持、私的空間と時間の確保に配慮します。

#### 第5条 自己決定権

私たち支援者は、利用者の個性を理解し、障害の状態に応じた支援を受ける権利と、利用者自らが選択、決定したことを尊重し、自分のことは自分で決める権利を保障します。そのために、私たち支援者は、真の意思決定支援を実践します。

#### 第6条 表現の自由

私たち支援者は、交流と表現活動を、利用者の権利として支援します。

#### 第7条 財産権

私たち支援者は、利用者の年金、貯蓄、遺産等、財産を守り、それらの権利がおかされることがないよう成年後見制度等を利用します。

#### 第8条 社会意識の改革

私たち支援者は、利用者が地域の中で市民として生活していくために、常に地域の理解と協力を得られるように努めます。

#### 第9条 不服の申し立て

私たち支援者は、利用者の人権を守るためにオンブズマン制度、苦情解決制度、第三者評価、利用者自治会活動等を利用し、本人の訴えが解決されるよう支援します。

#### 第10条 社会的マナー

私たち支援者は、福祉サービスを行うものとして、言動 や身だしなみに注意を払います。

#### 第11条 研鑽

私たち支援者は、福祉サービスを行うものとして、常に 研鑚に努めます。

## あおぞら計画(行動計画)

#### 基本行動計画

- 1. 利用者の個々の障害を理解し、個人として尊重します。
- 利用者に対して虐待はどんな理由があってもしません。
- 3. 危険防止のための行動抑制について、十分に説明し同意をえます。
- 4. 利用者に対し年齢に応じた適切な呼称を用います。 呼び捨てやあだ名、「君、ちゃん」呼びはしません。
- 5. 「先生」呼びを廃止します。
- 6. 施錠のあり方について常に検討します。

# あおぞら計画(行動計画)

#### 意思決定支援

- 1. 利用者自治会と本人活動(セルフアドボカシー)への支援をすすめます。
- 2. 利用者本人に関する話し合いへの参加をすすめます。
- 3. 衣食住や施設内の役割に関する利用者の希望、選択、 決定を尊重します。
- 4. 日課、作業、行事についての目的、内容、期間を明 示し、本人同意の上実施します。
- 5. 個人の飲酒、喫煙等の嗜好を尊重します。
- 6. わかりやすく情報を提供します。
- 7. 預り金の管理状況を確認し、本人の意思にもとづいて使用します。

### あおぞら計画(行動計画)

#### 市民としての暮らしの保障

- 1. 地域生活支援を推進します。
- 2. 成年後見制度等の利用により、財産管理制度を確立 します。
- 3. 男女交際、同居、結婚の支援をすすめます。
- 4. プライベートな時間と空間を保障します。

#### 権利擁護システムの確立

- 1. 虐待防止委員会を作ります。
- 2. 苦情解決に積極的に取り組みます。
- 3. 第三者評価を受審します。
- 4. オンブズマン活動の充実・推進をはかります。